

事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 1 6 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

海外事業を実施する社会福祉法人等へのモニタリングの実施について

経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になり、マネー・ローンダリングやテロ行為・大量破壊兵器の拡散活動への資金供与の手口も複雑化・高度化していることを踏まえ、現在、我が国においては、テロ資金供与に係る対策について、政府一体となって強力に対策に取り組んでいるところです。

社会福祉法人が海外で事業を実施する場合には、所轄庁の関与のもと適切に行われることが重要であり、「FATF 第 4 次対日審査報告書の公表等について」（令和 3 年 9 月 6 日付事務連絡）のとおり、社会福祉法人が海外においてテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないよう、行動計画を着実に実施していく必要があります。

行動計画において、リスクの高い法人に対する適切なモニタリングをしておくこととしていることを踏まえ、「社会福祉法人による海外事業の実施等について」別紙 1 第 2 の 3 の取扱い及びテロ資金供与に係る対策の好事例の周知について」（令和 4 年 12 月 26 日付事務連絡）において、現況報告書に記載された海外事業の事業内容により、テロ資金供与の活動に巻き込まれる危険性が高いと考えられる法人に対する状況の聞き取り・指導等の適切な対応をお願いしたところですが、より実効性の高いものとするため、海外事業を実施している社会福祉法人を対象にモニタリングの実施を下記のとおりお願いいたします。

また、社会福祉連携推進法人についてもテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないように対応する必要がありますので、定款、社会福祉連携推進方針及び現況報告書を確認し、海外業務の実績がある社会福祉連携推進法人を対象に、下記の社会福祉法人の取扱いと同様にモニタリングをお願いいたします。都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対する周知と、とりまとめの上でのご提出をお願いいたします。

なお、今般の令和 6 年能登半島地震の影響により実施することが困難な場合は、当該地震への対応が落ち着き次第、実施いただくようお願いいたします。

記

1 モニタリングフローチャートの実施

- ・ 別添1（モニタリングフローチャート）により、追加アプローチの要（「資金移動」の項目に高リスクがある場合又は「海外パートナー」の項目に2つ以上の高リスクがある場合）・不要を確認してください。
- ・ 1法人で複数国において海外事業を実施している社会福祉法人においては、国ごとに実施してください。
- ・ 現在、海外事業を実施している社会福祉法人に対するモニタリングフローチャートの結果は、ファイル名に所轄庁名、法人名及び国名を入れ、複数国に渡る場合はファイルを分けていただき、3月29日（金）までに当課あて報告してください。また、新しく海外事業を実施する社会福祉法人についても、実施後速やかに報告いただきますようお願いいたします。

2 追加アプローチの実施

1で追加アプローチ要となった社会福祉法人には、別添2（リスク項目確認票）を送付いただき、追加アプローチを実施してください（対面、Web方式等形式は問いません。）。

追加アプローチの結果、テロ資金供与リスクの懸念がある場合（質問の回答で「いいえ」とされたもの）、改善に向けた取組について、社会福祉法人に指導いただきますようお願いいたします。

また、追加アプローチの結果（リスク項目確認票の回答）及びテロ資金供与リスクの懸念に対する指導を行った場合における当該指導内容について、改善するまでの間、定期的に当課あて報告いただきますようあわせてお願いいたします。

なお、現在、海外事業を実施している社会福祉法人で追加アプローチ要となった社会福祉法人については、追加アプローチを早々に実施いただき、ファイル名に所轄庁名、法人名及び国名を入れ、複数国に渡る場合はファイルを分けていただき、5月31日（金）までに当課あて報告いただきますようお願いいたします（新しく海外事業を実施する社会福祉法人で追加アプローチ要となった場合も、適時、追加アプローチを行っていただき報告いただくようお願いいたします。）。

【照会先】

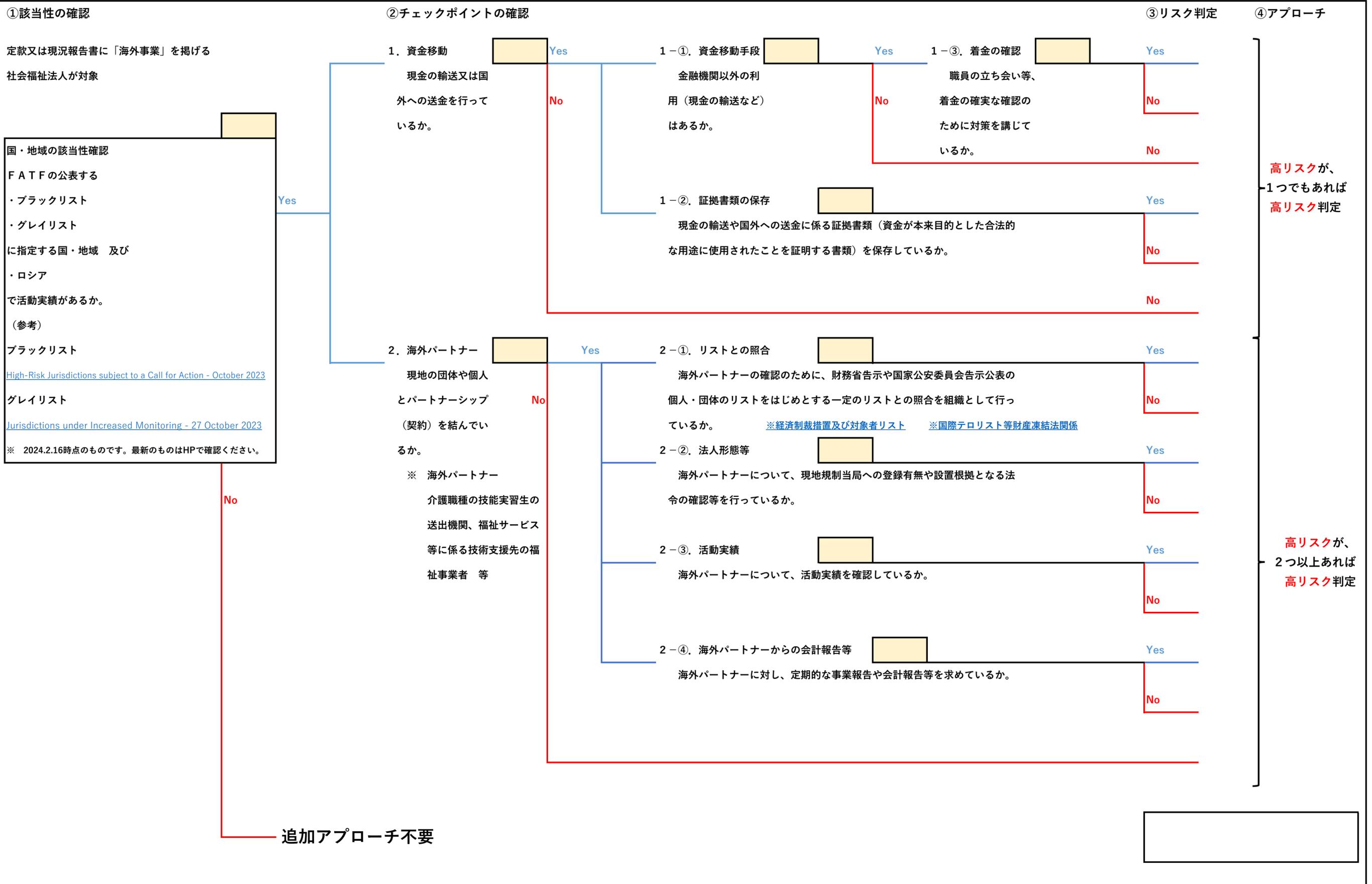
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課法人経営指導係
電話番号 03-5253-1111（内線 2871）
E-mail syakaifukushi@mhlw.go.jp

提出日：

法人名：

事業実施国：

について、記載・選択ください。



リスク項目確認票

提出日： 法人名： 事業実施国： について、選択・記載ください。

事 項	回答	改善に向けた取組（時期、内容）
1. 情勢		
① 事業を実施している国・地域及びその周辺におけるテロ行為の発生状況を確認していますか。		
<p>(補足)</p> <p>● 国際テロ情勢に係る動向を取りまとめている「国際テロリズム要覧」（公安調査庁）や、テロ情報を含めた各国の現地情勢を取りまとめている「海外安全ホームページ」（外務省）などの情報を踏まえて、事業の実施国・地域がテロ行為にさらされている地域やその周辺に該当するかどうかを確認することが重要です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; background-color: #4a7ebb; color: white; text-align: center;">国際テロリズム要覧</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; background-color: #4a7ebb; color: white; text-align: center;">海外安全ホームページ</div> </div>		
2. 資金移動 ※ 該当しない場合は「-」。		
① 現地での金融機関の口座からの引出しや経費の支出に当たっての手順を定めていますか。		
② 現金や金融機関の口座、その他の財産の管理方法を定め、定期的に確認していますか。		
③ 現地で目的外の資金等に悪用された（悪用される蓋然性が高い）場合の対応について定めていますか。		
④ 金融機関以外を利用した場合、職員の立ち会い等、着金の確実な確認のために対策を講じていますか。		
⑤ 現金の輸送や国外への送金に係る証拠書類（資金が本来目的とした合法的な用途に使用されたことを証明する書類）を保存していますか。		
<p>(補足) ※現地の法人での資金管理</p> <p>● 現地で金融取引や現金での支払い等を行う際の取扱い（引出しを行う者とは別の者からの承認を得る等）や口座の入出金の記録の保存、その定期的な確認等、口座からの引出しや経費の支出に当たっての手順をあらかじめ定めておくことが重要です。【①関係】</p> <p>● 資金（現金や預金）や帳簿の管理は1人に任せず、複数者で行ってください。また、実際の資産の管理状況と支出報告や帳簿との整合性を定期的に確認してください。【②関係】</p> <p>● 資金が悪用された（される恐れのある）場合、適切な対応を検討するための体制をあらかじめ定めておくことも重要です。【③関係】</p>		

事 項	回答	改善に向けた取組（時期、内容）
-----	----	-----------------

（補足）※国外送金等

- 金融機関等には、犯罪収益移転防止法または外為法により、テロ資金供与を防止するための規制が設けられています。社会福祉法人が資金を移動させる場合には、原則として、これらの金融機関等を利用してください。【④関係】
- 紛争地域や被災地などでは、現金以外の利用が困難な場合もあります。現金の輸送や金融機関等以外の送金手段の利用は、一般にテロ資金供与の高いリスクを伴うため、例外扱いとしてください。【④関係】
- 現金の輸送や金融機関等以外の送金手段を利用する必要がある場合には、これらを利用する者とは別の責任者が利用の承認を行うなど、法人内部のルールをあらかじめ取り決めておくことが重要です。その上で、現金の輸送や金融機関等以外の送金手段の利用は必要最小限の金額とするとともに、支出先の身元を十分確認してください。【④関係】
- 社会福祉法人から海外の拠点（自法人の海外拠点や海外パートナー）への資金の移動について、資金の流れを証明する証拠書類を確認し、保管してください。【⑤関係】

3. 海外パートナー ※ 該当しない場合は「-」。

① 海外パートナーについて、テロリストやテロ組織との関わりがないことを確認していますか。		
② 海外パートナーについて、現地規制当局への登録有無や設置根拠となる法令の確認等を行っていますか。		
③ 海外パートナーについて、活動実績を確認しているか。		
④ 海外パートナーに対し、定期的な事業報告や会計報告等を求めていますか。		

（補足）

- 現地の介護職種の技能実習生の送出機関、福祉サービス等に係る技能支援先の福祉事業者等、現地のパートナーと連携することがあります。海外パートナーがテロリストやテロ活動につながりを持っていないか、資産凍結等の対象となっていないか確認することはテロリストの関与を避けるため重要です。【①関係】
- また、海外パートナーがどのような法律に基づき設立され、現地の規制当局に登録されているか。その法律により、団体にはどのような規制が設けられているか、これまでどのような活動実績があるか、確認することも重要です。【②、③、④関係】
- なお、海外パートナーの事業内容が漠然としている。海外パートナーからの提案に、未知の団体や新たに設立された団体への事業の委託が含まれている。海外パートナーの主要活動場所とされる住所に連絡がとれない。海外パートナーから現金での支払いを求められる。海外パートナー名義でない口座への振込や、海外パートナーの拠点もなく、事業も行っていない国の口座への振込を求められる。パートナーが異常なレベルの守秘義務を求めてくる。といった事例があった場合は社会福祉法人が悪用されるリスクが高い可能性がありますので、注意が必要です。【①、②、③、④関係】

経済制裁措置及び対象者リスト

国際テロリスト等財産凍結法関係